令和８年第３回立科町議会定例会会議録

１．招集年月日　令和８年９月１７日（木曜）

１．招集の場所　立科町議会議場

１．開会　　午後１時３０分　宣告

１．応招議員

１番　秦野　仁美	２番　宮坂　幸夫	３番　小野沢常裕
４番　今井　健児	５番　芝間　教男	６番　中村　茂弘
７番　森澤　文王	８番　村田　桂子	９番　榎本　真弓
１０番　今井　　清	１１番　村松　浩喜	１２番　今井　英昭

１．不応招議員　な　し

１．出席議員　　１２名

１．欠席議員　　な　し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長　両角正芳	副町長　小平春幸	教育長　塩澤勝巳
総務課長　竹重和明	町民課長　荻原義行	企画課長　市川　偉
教育次長　羽田徹也	建設環境課長　羽場雅敏	
産業振興課長　篠原英男	会計管理者　櫻井千佳	
庶務係長　市川　理	代表監査委員　関　　淳	

１．本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長　田口　仁　　書記　伊藤百合子

閉会　　午後２時３３分

（午後１時30分　開議）

議長（今井英昭君）　皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となります。現在までの出席議員は12名であります。定足数を超えておりますので、直ちに９月17日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第１　議案第50号～日程第12　認定第６号

議長（今井英昭君）　日程第１　議案第50号　立科町宿泊税交付金基金条例制定についてから、日程第12　認定第６号　令和７年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、12件についての委員長報告までを一括議題とし、討論、採決は１件ごとに行います。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会及び特別委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。芝間教男総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈５番　芝間　教男君　登壇〉

５番（芝間教男君）　立科町議会総務経済常任委員会への審査の報告を申し上げます。

１の付託案件については、２の審査経過の中で申し上げます。

２、令和８年９月７日に付託された標記案件を審査するため、９月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりです。

１、議案第50号　立科町宿泊税交付金基金条例制定について。

宿泊税交付金の交付上限額と使途について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

２、議案第51号　立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定について。

条例の制定理由等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

３、議案第52号　令和８年度立科町一般会計補正予算（第３号）について。

歳入全款、歳出のうち、【２款】総務費、【５款】農林水産業費、【６款】商工費、【12款】予備費。

歳入について主なものは、【22款】町債のうち、１目総務債では、事業の見直しにより財源を諸収入から組み替えたことによる過疎対策事業債の増額、５目商工債では、県補助金内示を受け、財源を県支出金と組み替えたことによる辺地対策事業債の減額との説明を受けました。

歳出について主なものは、【２款】総務費のうち、１項総務管理費、３目財産管理費、別荘等貸付地管理経費では、別荘解体撤去に至る経過と対応について説明を受けるとともに、現地を視察しました。

庁舎管理経費では、増設した庁舎駐車場への接続道路の工事請負費の増額との説明を受け、７項コミュニティ費１目コミュニティ施設管理運営費、権現の湯事業経費では、権現の湯浴室換気用温水コイルの修繕内容と、木質バイオマスボイラー焼却灰の処理方法について説明を受けました。

【５款】農林水産業費のうち、２項林業費、２目林業振興経費では、熊や猿等を誘引する柿や栗などの放任果樹の伐採委託の内容について説明を受けました。

【６款】商工費、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

３、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告をします。

議長（今井英昭君）　芝間議員、そのままで。（（そうでしたね）の声あり）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、村田桂子社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈８番　村田　桂子君　登壇〉

８番（村田桂子君）　８番。それでは、社会文教建設常任委員会の審査報告をいたします。

議案については、審査経過の中で申し上げます。

２、審査経過。

令和８年９月７日に付託された標記案件を審査するため、９月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は、次のとおりです。

１、議案第52号　令和８年度立科町一般会計補正予算（第３号）について。

歳出については、【３款】民生費のうち、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費では、県の単価改定に伴う民生児童委員の年間活動費を１人当たり3,800円増額する増額補正、２目障害者福祉費では、令和７年度の利用実績に伴う国庫負担金等精算還付金の増額補正、３目福祉医療費では、19歳以上23歳未満の特定親族特別控除の創設に伴う電算システム改修費の増額補正との説明を受け、４目国民年金費では、１歳までの乳児を養育する世帯では、最大12か月年金保険料が免除されるという育児免除制度創設などに伴うシステム改修費の増額補正との説明を受けました。２項児童福祉費３目保育所費では、児童保育委託料は町外保育所等に通う園児３名の増加に伴う増額補正との説明を受けました。

【４款】衛生費のうち、１項保健衛生費、２目予防費では、新たにゼロ歳から15歳の中学生までの子どもの季節性インフルエンザの任意接種に対する助成について、対象年齢、接種回数、助成金額、開始時期、申請期限、周知方法、見込者数の算出根拠、町外医療機関での接種が可能であるなど、詳細な説明を受けました。

【９款】教育費のうち、１項教育総務費、２目事務局費では、交付金は町内企業からの寄附金であり、立科町教育文化振興協議会にて、町の教育振興のために活用するとの説明を受けました。５項社会体育費、１目社会体育費では、中学校部活動地域展開における近隣市町村との広域連携に伴う負担金の増額及び運営団体への指導者資格取得の補助や保険料等に伴う補助金の増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（２）議案第53号　令和８年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、原案を全会一致で可決しました。

３、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（今井英昭君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、村田桂子決算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈８番　村田　桂子君　登壇〉

８番（村田桂子君）　それでは、決算特別委員会の審査報告を行います。

議案については、審査経過の中で申し上げます。

令和８年９月４日付で付託された標記案件を審査するため、９月14日及び９月15日に決算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりです。

１、議案第54号　令和７年度立科町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

職員による漏水箇所の発見と対策工事、有収率向上の状況について説明を受け、未処分利益剰余金の処分を含め、原案を全会一致で可決及び認定しました。

２、議案第55号　令和７年度立科町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

老朽化したマンホールポンプ14台、制御盤10基の更新工事、立科浄化管理センターの耐震補強工事等の実施状況について説明を受け、未処分利益剰余金の処分を含め、原案を全会一致で可決及び認定しました。

３、認定第１号　令和７年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、自主財源の構成割合や町税の徴収状況、不納欠損額、地方交付税の動向、財産貸付収入及び立木等売払収入の状況について説明を受けました。

歳出では、文書管理・電子決裁システム共同調達事業、合併70周年記念式典事業の実施状況、定額減税不足額給付金給付事業、参議院議員・衆議院議員選挙の執行状況、長野県防災行政無線設備更新工事負担金、町勢要覧の作成、移住定住促進・空き家バンクに関する運営委託業務の成果、立科町振興公社によるテレワーク推進事業の受注

実績、自治体情報システム標準化への移行、ふるさと寄附金の動向について説明を受けました。

また、権現の湯の利用状況、木質バイオマスボイラー導入の進捗状況、地域公共交通対策の廃止路線代替バス運行の補助等、福祉医療費事業の乳幼児・児童の窓口無償化、児童手当の拡充、高齢者生活支援共同住宅あんしんの運営委託、保育園の遊戯室エアコン設置等環境整備、児童館と屋内運動場２か所での来館児童受入れの安全な運営体制に関する内容を確認しました。

さらに、有害鳥獣の捕獲実績、そば栽培振興事業、中山間地域農業直接支払・多面的機能支払事業の状況、松くい虫防除対策、たてしな応援商品券配付事業の実績、観光振興における地域おこし協力隊の活動状況のほか、蓼科高校通学バス運行の補助、集会所等改修補助金、文化財保護の所蔵資料整理など、各種事業の詳細な内容説明を受けました。

歳入歳出ともに適正な予算執行を認め、全会一致で認定しました。

（４）認定第２号　令和７年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

国民健康保険税の収入未済額の状況、未納者に対する特別療養の資格確認書送付等の対応、一般会計繰入金の性質、基金の積立てと運用の考え方について説明を受け、全会一致で認定しました。

（５）認定第３号　令和７年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

年平均被保険者数、１人当たり医療費の動向、保険料軽減対象者の状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

（６）認定第４号　令和７年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

介護予防事業の取組、訪問介護サービス費の動向と利用者自己負担の状況、支払準備基金の積立状況と介護保険事業計画の見直しに伴う保険料算定の考え方について説明を受け、全会一致で認定しました。

（７）認定第５号　令和７年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

リフト事業経費の工事請負費の内容、指定管理者納付金の内訳について説明を受け、全会一致で認定しました。

（８）認定第６号　令和７年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

管路カメラ調査やマンホールの目視調査による異物流入原因等の究明状況、女神湖地区の下水道管路の湾曲箇所等の改修工事の実施状況等について説明を受け、全会一致で確認しました。

３、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議

会会議規則第77条の規定により報告します。

なお、補足意見を申し上げます。

議長、監査委員を除く10名で、２日間にわたり慎重な審議を行いました。ここからは、主な意見、議論を報告します。

まず、決算書の表記方法ですが、事業ごとの記述でないため、分かりにくいとの声がありました。

企画課です。移住定住促進で、空き家バンクの登録や活用実績に伸びが見られないとの結果を受け、民間に運営を委託しているが、十分な成果が見られない。地権者情報を持つ行政と空き家の活用を促す委託業者の連携の不十分さが指摘され、委託効果が出るよう、積極的な連携が期待されました。

ふるさと納税では、米不足を反映して納税額が減少したことを受け、さらなる上乗せが図れるよう、成果を上げている他の自治体のノウハウを学ぶこと。担当者の増員や広告費等、予算の拡充の検討など、事業強化による自主財源確保についての意見がありました。

温泉館の木質バイオマスボイラー設置については、巨費、令和７年度前払い金6,600万円と、令和８年度繰越金額約１億円の計１億6,000万の巨費を投じての工事ですが、CO_2の削減効果についての明確な答えがなく、今後、導入効果の確認が必要との意見がありました。

産業振興課では、中山間地域農業直接支払交付金の関係で、参加団体が４つ減り、23から19団体に減った問題や、多面的機能支払交付金事業の対象組織も８組織という状況を受け、事務を担当する人の配置、例えば地域おこし協力隊員などの配置を求める意見が毎年出ています。

町としてはやらないとの立場ですが、農業と観光の町を標榜するのであれば、農地の保全に欠くことのできない農作業への対価として交付される事業であるだけに、町として責任を持って配置すべしとの意見がありました。

特別会計では、介護保険事業において基金が年々積み上がっています。年金から天引きされる介護保険料が高い水準であり、来年の見直しに当たっては、基金を活用して保険料の引下げをすべきとの意見がありました。

以上、主な意見を申し上げまして、決算特別委員会の報告といたします。

議長（今井英昭君）　村田議員、特別委員会要項によって、質疑は省略になってます。

委員長からの報告を終わります。

これから討論を行います。

日程第１　議案第50号　立科町宿泊税交付金基金条例制定について、初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第１　議案第50号　立科町宿泊税交付金基金条例制定についての採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２　議案第51号　立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第２　議案第51号　立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３　議案第52号　令和８年度立科町一般会計補正予算（第３号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。３番、小野沢常裕議員、登壇の上、願います。

〈３番　小野沢　常裕君　登壇〉

３番（小野沢常裕君）　３番。議案第52号　令和８年度立科町一般会計補正予算（第３号）に、賛成の討論をいたします。

この補正予算案には、幾つかの事業がありますが、私が所属している総務経済常任委員会に付託された案件の中から、特に次の３つの事業について賛成の討論をいたします。

まず、１つ目は、権現の湯のバイオマスボイラーから出る灰の処分委託事業で、予算は32万1,000円です。

バイオマスボイラーは、まだ使用が始まったばかりですから、灰の処分はこれから始まるわけです。この予算の中には、灰に有害物質が含まれていないかどうかの検査費用17万5,000円も含まれています。業者に委託して、灰をただ埋め立ててしまうのではなく、他の利用も探るとの答弁があり、役割を終えたと思われる木材チップの灰ですが、さらに活用の道を探る姿勢は高く評価できます。

２つ目は、別荘の解体です。

この別荘は、借りていた会社が倒産したため、本来であれば更地にして返すことになっているところですが、その能力がなくなり、破産管財人からの申出によって、町が寄附を受けたものです。

今回の補正予算515万円は、その別荘を解体して更地にするものです。同じようなケースが今までにもあったようですが、それに対する対策は考えられていませんでした。

しかし、これからは、契約時に借りてから支払われる１平方メートル当たり3,000円という、かなり高額な特別賃貸料の扱いを研究していきたいということですから、その姿勢は評価できるものだと思います。

３つ目は、放任果樹伐採業務の165万円です。

これは、美上下、姥、古町、茂田井地区で、猿の餌になりそうな柿や栗の木を50本伐採するための費用です。どれも所有者がいるんだから、その所有者に伐採させればいいのに、何で町がその費用を負担してまでという意見があるかと思います。これは、もっともなことです。

でも、一昔前までは、人様に迷惑をかけてはいけないと親からきつく教育されてきましたが、その時代は過去のものになってしまいました。今は、自分の利益が最優先される時代になり、自分が必要としないものには、お金を使わなくなってきています。

柿や栗の木、山に近い農地や空き家など、自分に必要がないものには、わざわざお金を出してまで処分しようとは思っていません。ほっておくのが一番安上がりだからです。そのため、必要とされていない負の財産がどんどん増えてきています。

では、放置される負の財産が増えないようにするにはどうしたらよいか。それは、町が費用を負担して処分していく以外に方法はありません。ですから、今回の放任果樹伐採の事業は、時代の流れに即した取組であり、町民が安心して生活できる環境を守るためにも、大いに評価できる事業であると思います。

山は、今回の４地区から宇山地区へ、そして山部地区、牛鹿地区へと続いています。

ですから、毎年度予算化して、伐採地区を広げていっていただきたいと思います。来年度の予算にも、この伐採の費用が盛り込まれることを期待して、この補正予算案に賛成したいと思います。

以上です。

議長（今井英昭君）　ほかに原案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第３　議案第52号　令和８年度立科町一般会計補正予算（第３号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４　議案第53号　令和８年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第４　議案第53号　令和８年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第５　議案第54号　令和７年度立科町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第５　議案第54号　令和７年度立科町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第６　議案第55号　令和７年度立科町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第６　議案第55号　令和７年度立科町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第７　認定第１号　令和７年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。７番、森澤文王議員、登壇の上、願います。

〈７番　森澤　文王君　登壇〉

７番（森澤文王君）　７番、森澤文王です。認定第１号　令和７年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

一般会計において、歳入合計62億8,011万3,710円、歳出合計55億7,471万1,634円、その差額プラス７億940万2,076円、前年の令和６年度決算では、歳入合計62億5,975

万331円、歳出合計56億2,349万5,025円、その差額プラス６億3,625万5,306円、前年度実質収支を差し引いた単年度収支では、１億9,778万250円の赤字でしたが、令和７年度決算において、単年度収支は１億2,943万1,396円の黒字となっております。

令和７年度は、前年度よりもよい決算状態であることは明らかであります。

私が歳入で非常に高く評価しているのは、２点。

１つは、財産運用収入の利子です。約46億円ある基金を、国債等の安全な債券の運用にした利子で約2,400万円の収入を上げていること。これは令和６年度の約1,400万円に対して1,000万円の増です。町の財源を確保しようとする姿勢が、しっかりと伝わってくるものであります。

もう一つは、ふるさと寄附金１億4,751万4,000円です。前年は１億7,465万5,500円で過去最高値を記録したのですが、これは16％のダウンということになります。

しかし、これまでの経緯などを調べると、高い評価をしなければなりません。平成27年よりポータルサイトを１つ利用するようになり、利用していなかったその前年は、141件、580万4,000円だった寄附金ですが、利用後の平成28年度では、6,830件、7,926万9,000円になりました。

その後、返礼品について国からの規制が入り、令和元年度には2,339万6,000円まで下がりました。この頃から、ポータルサイトを増やして間口を増やす戦略を取るようになり、令和４年以降の掲載した後のサイト数が充実していきます。

さらに、新開発された返礼品として、現地体験型、旅行型クーポンの魅力、これと相まりまして、令和５年度のふるさと寄附金は9,721万3,000円まで回復し、先ほど申し上げたとおり、翌令和６年度には１億7,465万5,500円っていう最高値に達したわけです。

では、令和７年度は１億4,751万4,000円なので、16％も下がっているではないかと言うと、令和６年度5,910件の寄附件数だったものが、令和７年度3,180件という42％の減。寄附件数が42％の減に対し、金額は16％の減で収まっているということは、返礼品が優秀で単価が上がっているということを考えることができます。いわゆる富裕層に受けているということになります。

そして、旅行型のクーポンは、おおむね２年以内に立科町を訪れて使わなければならない。これは経済効果への期待が大いにできるものです。おのずと、農業振興、観光振興、道路環境整備など町民益にもつながる、これからの町のやるべきことも見えてきます。担当職員にご尽力を続けていただいている中で、来年度の数値を楽しみにするほかありません。

歳出におきましては、不用額に注目しましたが、適正であり、これは事業執行がうまくいっていたという一つの目安になります。

これらの理由から決算不認定とし、業務改善を求める必要性はなく、よい決算であると判断するべきであると申し上げます。

以上、認定第１号　令和７年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論でした。

議長（今井英昭君）　ほかに原案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第７　認定第１号　令和７年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第１号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第８　認定第２号　令和７年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。８番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈８番　村田　桂子君　登壇〉

８番（村田桂子君）　認定第２号　令和７年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論をします。

国保税に係る問題では、応能益の割合を50対50にするべく、応能割では、令和９年度までに資産割をなくして、所得割だけにするために、７年度も資産割を10％から６％に減らし、所得割を6.94から7.30へと増やしました。

そのために、資産はあるが所得の低い高齢者などは軽減される一方、資産を持たない若年層などは増税となりました。それだけでは足りないとして、一人一人に係る均等割を、医療分、後期高齢者支援分、介護分、それぞれ2,000円引き上げ、年間均等割で6,000円引き上げました。その結果として、１世帯118.4％の引上げ、加入者１人当たり120.5％の引上げとなりました。

国保会計の歳入では、納められない収入未済額は2,600万円で、前年より400万円弱増えました。予算のときにも申し上げましたが、支払準備基金をあと200万円取り崩して会計に入れ込めば、増税は避けられたのではないかと指摘しましたが、心配したとおりに、払えない人、世帯が増えました。

払えない人は、正規の保険証に代わって資格確認書が送付されるということですが、10割支払わねばならず、病院に通えないことにつながり、健康は守られません。納められない人へのアプローチを聞いたところ、担当課が直接出向いて話を聞くことは少ないとのことでした。

兵庫県のある自治体では、「ようこそ滞納」という言葉があるそうで、滞納したことをきっかけに、そのご家庭を訪問し、事情を聞いて、減免措置や生活保護制度につなげるという対応をしているそうです。

資産割をなくすことは、県下統一保険料に向かっての流れかもしれませんが、その制度変更がもたらす負担増の緩和をする必要がありますし、家庭の事情を伺う中で、国保法第44条による減免措置も適用できるようにすべきです。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の根幹をなすもので、国民全員が保険に入ることで、少ない負担で医療を受けられるようにする、すばらしい制度ですが、結果として支払準備基金に1,900万円の基金となり、総額は年度末で１億1,360万円余、世帯にして11万8,000円、加入者個人で７万6,425円の積立てとなりました。

常に不測の事態に備えることは重要ですが、保険税が引き上がり、払えずに保険証を手にできず、医療にかかれない人ができることは、何のための制度かということになります。

大変でも、担当課が料金の徴収業務も行い、滞納などの変化があれば、すぐにその家庭を訪問し、手だてを講ずる、本当の意味での命と健康を守る国民健康保険事業にしていただきたいと願っています。

基金の活用が不十分で、引上げを抑える努力が不足し、保険料が払えない人を生み出し、10割支払わなければならない資格確認書の発行までしていたことは、住民の命と健康を守る事業としては極めて不十分であり、不認定といたします。

議長（今井英昭君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

ほかに原案に反対の討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

これから、日程第８　認定第２号　令和７年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認をお願いします。着席してください。

起立多数です。したがって、認定第２号は賛成多数で認定することに決定されました。

日程第９　認定第３号　令和７年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。８番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈８番　村田　桂子君　登壇〉

８番（村田桂子君）　それでは、認定第３号　令和７年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をします。

令和６・７年度の保険料は、均等割が４万4,365円で、前回より3,458円の引上げ、所得割は8.43％から9.45％へと、２年ごとに約１％アップし、全体として平均保険料は予算では689円の引上げでした。

保険料の滞納は、７年度現年分ではゼロで、繰越分だけと報告されましたが、多くが年金からの天引きで強制徴収であります。税の自主納税の精神を踏みにじるものです。７割軽減など軽減対象者は合計で1,098人で、対象者の74％となり、制度設計そのものが破綻をしています。

また、医療費の自己負担分は、当初の１割から、200万円以上収入は原則２割、課税所得145万円以上は３割負担と負担を重くしています。高齢期の特徴を考えない、無慈悲な制度です。

長野県に一本化された事業で、事業の内容もよく分からず、町独自の減免制度もつくることができない。さらに、月年金1.5万円の人からも強制徴収される制度です。年齢で区切り、世代間対立をあおるような制度は認められず、反対といたします。

議長（今井英昭君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

ほかに原案に反対の討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

これから、日程第９　認定第３号　令和７年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。本件に委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、認定第３号は賛成多数で認定することに決定されました。

日程第10　認定第４号　令和７年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第10　認定第４号　令和７年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第４号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11　認定第５号　令和７年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。８番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈８番　村田　桂子君　登壇〉

８番（村田桂子君）　それでは、認定第５号　索道事業特別会計について、討論をいたします。不認定といたします。

令和７年度は、２ｉｎ１について、リフト整備に一般会計から１億円余、辺地債で8,700万円を活用し、１億8,000万円がリフト整備に活用され、８年度に７億4,000万円弱のほとんどが繰り越されました。

また、人工降雪機スノーガンの購入、トイレ整備、給水栓の更新などに巨額の税が投入されました。

そもそも当該年度は、令和７年から13年度の５年間に35億円を注ぎ込む、全面的なリニューアルを行う１年目となりました。その７割は辺地債の活用ですが、建築費の高騰などもあり、当初の工事費は１億2,300万円と予測されましたが、実施は１億5,700万円と3,400万円も上振れしました。毎年、索道施設の利用料金を引き上げ、設備投資は町が、その果実は指定管理にというやり方にも疑問です。

また、２つのスキー場を短期間に全面的にリニューアルすることについて、町民の意見聴取を求めてきましたが、十分な説明もなく、意見聴取もされない、今のやり方そのものが大問題だと考えます。

私は、気候変動もあり、スキー場は国際だけの１つでよいと考えています。スキー場に巨額の税をつぎ込むよりも、高齢化の進む農業への人材配置などのてこ入れや、

公共交通の抜本的改善、国保税・介護保険料の引下げなど、農業と暮らし応援にこそ力を入れるべきであることを申し添え、反対といたします。

議長（今井英昭君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

ほかに原案に反対の討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

これから、日程第11　認定第５号　令和７年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認をお願いします。着席してください。

起立多数です。したがって、認定第５号は賛成多数で認定することに決定されました。

日程第12　認定第６号　令和７年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第12　認定第６号　令和７年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第６号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第13　同意第15号　立科町教育委員選任について同意を求める件

議長（今井英昭君）　次に、日程第13　同意第15号　立科町教育委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長　両角　正芳君　登壇〉

町長（両角正芳君）　同意第15号　立科町教育委員選任について同意を求める件の提案理由の説明を申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することになっておりますので、同意をお願いするものであります。

このたび、教育委員である遠山貴美枝氏が９月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、遠山貴美枝氏を教育委員に選任するものでございます。

遠山市は、昭和31年生まれ、立科町茂田井にお住まいです。大学を卒業後、38年にわたり、小学校で教鞭を執られてきました。教育に対する優れた識見と人格に優れております。

教師として長年の経験をお持ちであることから、当町の教育振興、児童生徒の育成に寄与いただけるものと考えており、立科教育の推進にも力を発揮していただけるものと確信をしております。よろしくご審議の上、同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長（今井英昭君）　これから質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第15号を採決をします。この採決は起立によって行います。

同意第15号　立科町教育委員選任について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

◎日程第14　発委第４号　委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（今井英昭君）　次に、日程第14　発委第４号　委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和８年第３回立科町議会定例会を閉会とします。

理事者、関代表監査委員、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

なお、この後２時45分から、第１委員会室において全員協議会を開催しますので、参集願います。

（午後２時33分　閉会）